

低 圧 深 夜 電 力

2026年11月 1 日 実施

中部電力ミライズ株式会社

I 本 則

1 適 用

- (1) この個別要綱の低圧深夜電力は、2（低圧深夜電力A）(1)または3（低圧深夜電力B）(1)の適用範囲に該当する需要に適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。）とあわせて適用いたします。

2 低圧深夜電力A

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、この個別要綱実施の際現に個別要綱の低圧深夜電力（2025年4月1日実施）2（低圧深夜電力A）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

(4) 供給条件

イ 他の個別要綱により電気の供給を受ける負荷設備と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時

間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(5) 料 金

料金は、次によって算定された金額および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,877円86銭
---------	-----------

(6) そ の 他

イ 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、1 需要場所において、この個別要綱以外の個別要綱による電気の供給と、この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、基本要綱の低圧電力にかかわる規定によります。

(イ) 次のいずれかに該当する場合には、基本要綱37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

a 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合

- b 契約使用時間以外の時間に電気を使用した場合
- (ロ) 基本要綱36（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。
- (ハ) 基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (ニ) 基本要綱 6（需給契約の申込み）(2)に定める事項については、適用いたしません。
- ハ この個別要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

3 低圧深夜電力B

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、低圧で電気の供給を受けて動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であり、かつ、この個別要綱実施の際現に個別要綱の低圧深夜電力（2025年4月1日実施）3（低圧深夜電力B）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契約電力

- イ 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について基本要綱18（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
- ロ 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、イによってえた値が1キロワット以下となる場合は、契約電力を1キロワットといたします。

(3) 供給条件

- イ 他の個別要綱により電気の供給を受ける負荷設備と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則として断いたします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	469円92銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円17銭
------------	--------

(5) そ の 他

イ 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、1需要場所において、この個別要綱以外の個別要綱による電気の供給と、この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、基本要綱の低圧電力にかかわる規定によります。

(イ) 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合には、基本要綱37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ロ) 基本要綱44（需給開始後の需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費負担金等相当額の精算）に定める事項については、適用いたしません。

(ハ) 基本要綱6（需給契約の申込み）(2)に定める事項については、適用いたしません。

ハ この個別要綱の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 低圧深夜電力A

契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

2 低圧深夜電力B

- (1) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (2) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この個別要綱は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 需給契約の単位にかかわる取扱い

技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、本則 2（低圧深夜電力 A）(6)イおよび本則 3（低圧深夜電力 B）(5)イにかかわらず、特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。なお、供給約款を変更した場合には、変更後の約款といたします。）による電気の供給と、この個別要綱による電気の供給とをあわせて受けることができます。

3 災害救助法が適用された場合等の特別措置

本則 2（低圧深夜電力 A）を適用する場合、基本要綱附則 6（災害救助法が適用された場合等の特別措置）(2)イにおける割引の対象は、本則 2（低圧深夜電力 A）(5)によって料金として算定された金額（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。ただし、基本要綱25（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

4 この個別要綱の実施にともなう切替措置

この個別要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、基本要綱25（料金の算定）および26（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値

といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃 料 費 調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、
(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 低圧深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 低圧深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 低圧深夜電力B

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 低圧深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	23円32銭0厘
---------	----------

ロ 低圧深夜電力B

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たり

の平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 低圧深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 低圧深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 低圧深夜電力B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 低圧深夜電力Aの場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日と

いたします。